

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が延長・拡充されます!

平成25年度の税制改正により、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限が平成29年12月31日まで、4年間延長されます。(現行期限：平成25年12月31日)
また、平成26年4月以降の入居に係る控除限度額も現行の9.75万円から13.65万円に引き上げられます。

居住年	現行	延長・拡充部分	
	(平成25年12月まで)	(平成26年1月～3月)	(平成26年4月～平成29年)
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)

注1) 当該控除は、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、上記の控除限度額の範囲内で個人住民税から税額控除する制度です。

注2) 平成26年4月から平成29年までの控除限度額は、消費税率が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円) になります。

お問い合わせ 総務部 税務課 町県民税係 ☎945-4729 (内線141・142)

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置が廃止されます。

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

お問い合わせ 総務部 税務課 町県民税係 ☎945-4729 (内線141・142)

e-Tax でデータ送信! 国税庁ホームページの www.nta.go.jp

又は 書面で提出! 便利な「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —

西原町内で事業を行っている法人・個人事業主のみなさまへ 償却資産申告のお知らせ

“償却資産”とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産です。
西原町内で事業を営み、償却資産を所有している法人または個人事業主が対象となります。対象のみなさんは、平成26年1月1日現在で所有している資産状況を申告してください。
(町内に事業用として貸し付けている資産をお持ちの法人、個人も対象です。)

申告期間：平成26年1月6日(月)～1月31日(金)

申告場所：総務部税務課 資産税係

資産の種類		主な償却資産の例示
構築物	構築物	路面舗装、庭園、門、塀、看板、緑化施設、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	据付式冷房設備、受変電設備、借用建物に造作した設備など
機械及び装置		鋸盤等の工作機械、コンプレッサー等の産業機械、クレーン等の建設機械、コンベアの運搬装置など
船		ボート、漁船、釣船、遊覧船、モーターボートなど
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具		フォークリフト、パワーショベル、ブルドーザーなどの大型特殊自動車(車両番号が0または9で始まるもの)、動力運搬車など(自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く)
工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、応接セット、事務用機器、測定・検査工具、金型、医療機器、美容・理容機器、自動販売機など

※ 申告書は昨年12月中に送付しています。届いていない方は、郵送しますのでご連絡ください。

お問い合わせ 総務部税務課 固定資産税係 ☎945-4729

平成25年度 町県民税 4期分の納期限は、平成26年1月31日(金)です。

納め忘れのないよう、期限内納付をよろしくお願いします。

お支払いは、納め忘れのない口座振替が便利です。申請書は町内各金融機関または総務部税務課の窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店にご提出ください。

- 町県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
- 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
- 滞納が続きますと、預金差押等滞納処分を行う場合があります。

平成25年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		7月1日	9月2日	10月31日	平成26年1月31日
固定資産税		4月30日	7月31日	12月25日	平成26年2月28日
軽自動車税		5月31日			

※※※重複納付にご注意ください※※※

当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

お問い合わせ 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729